

別紙

地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について

本町での取扱い

本町においては、国の通知を踏まえ、「地域ケア、地域保健および高齢者に関する公衆衛生業務」の経験とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し疾病の予防、健康維持・増進につなげる業務経験とした。

地域包括支援センター運営業務のうち、介護予防事業に係る業務や包括的支援業務に係る総合相談業務、その他、行政、健診センター、一般企業、事業所等での 65 歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務に従事していることなどが該当する。
※「地域ケア、地域保健および高齢者に関する公衆衛生業務」について、例としては以下のような経験を想定する。

- ・地域包括支援センターでの勤務経験
- ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）や居宅介護支援事業所等に勤務し在宅介護等に関する相談・支援を行っていた経験
- ・保健所での勤務経験
- ・医療機関（地域連携室等）での勤務経験
- ・訪問看護の勤務経験
- ・一般企業等での 65 歳以上の方の保健指導等、健康の保持・増進に係る業務に従事していた経験